

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑤）、処遇改善等加算Ⅰ（⑥）及び 3 歳児配置改善加算（⑨）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

Ⅱ 基本部分

1. 基本分単価（⑤）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医（幼保連携型認定こども園にあっては学校医等）については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

（ア）保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第 5 条第 3 項の表備考第 4 号に規定する園長が専任でない場合に 1 名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）第 5 条第 3 項に規定する教員を除く。）は以下の i と ii を合計した数であること。

また、基本分単価には、これとは別に非常勤の講師を配置すること。

i 年齢別配置基準^(※)

4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人

（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（平成32年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。）。

（注2）ここでの「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児（保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者
- ・ 2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

（注3）確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。

＜算式＞

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}\} \\ & + \{3歳児及び満3歳児数 \times 1/20 \text{（同）}\} \\ & + \{1、2歳児数 \text{（保育認定を受けた子どもに限る。）} \times 1/6 \text{（同）}\} \\ & + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{（同）}\} = \text{配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）} \end{aligned}$$

ii その他^(※)

a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人^(注1)

c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする）^(注2)

d 上記 i 及び ii の a、b の保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定（保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。）^(注3)

（注1）保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。

（注2）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

（注3）当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（※）保育教諭等には幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。

（イ）その他

i 園長（施設長）

ii 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

iii 事務職員及び非常勤事務職員

（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅰ（⑥）

（１）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（２）加算額の算定

加算額は、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分（以下「地域区分等」）に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。

2. 副園長・教頭配置加算（⑦）

（１）加算の要件

園長（施設長）以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設（保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置している施設）に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。

- i 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 14 条又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 27 条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。
- ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第 14 条において準用する第 13 条又は学校教育法施行規則（昭和 25 年文部省令第 11 号）第 23 条において準用する第 20 条から第 22 条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。
- iii 当該施設に常時勤務する者であること。
- iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第 5 条第 3 項の表備考第 4 号に規定する園長が専任でない場合に 1 名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第 5 条第 3 項に規定する教員に該当しないこと。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した履歴書、保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して（１）の要件への適合状況を確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅠの(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 学級編制調整加配加算 (⑧)

(1) 加算の要件

全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、Ⅱの1. (2) (ア) i の年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅠの(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 3歳児配置改善加算 (⑨)

(1) 加算の要件

Ⅱの1. (2) (ア) i の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。

＜算式＞

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
+ {3歳児及び満3歳児数×1/15(同)} + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 満3歳児対応加配加算 (⑩又は⑩')

(1) 加算の要件

(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】

Ⅱの1.(2)(ア) i の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。

＜算式＞

$$\begin{aligned} & \{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} \\ & + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)} \} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)} \} \\ & = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】

Ⅱの1.(2)(ア) i の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。

＜算式＞

$$\begin{aligned} & \{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} \\ & + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)} \} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)} \} \\ & = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

6. チーム保育加配加算 (⑪)

(1) 加算の要件

基本分単価(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超

えて、保育教諭等（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算する。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、教育標準時間認定子ども及び保育（２号）認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数^{（注１）}の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数^{（注２）}とする。

（注１）教育標準時間認定子ども及び保育（２号）認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数
45人以下：１人、46人以上150人以下：２人、151人以上240人以下：３人、
241人以上270人以下：３．５人、271人以上300人以下：５人、
301人以上450人以下：６人、451人以上：８人

（注２）「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。

① 常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が３人未満の場合
小数点第１位を四捨五入した員数とする。

（例）２．３人の場合、２人

② 常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が３人以上の場合

小数点第１位が１又は２のときは小数点第１位を切り捨て、小数点第１位が３又は４のときは小数点第１位を０．５とし、小数点第１位が５以上のときは小数点第１位を切り上げて得た員数とする。

（例）３．２人の場合→３人、３．４人の場合→３．５人、３．６人の場合→４人

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×１００を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に加配人数を乗じて得た額とする。

7. 通園送迎加算（⑫）

（１）加算の要件

利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

（注）送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）及び通園送迎の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

8. 給食実施加算（⑬）

（１）加算の要件

給食を実施している施設に加算する。

本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を４（週）で除して算出（小数点第１位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

（注）給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）及び給食の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

9. 外部監査費加算 (14)

(1) 加算の要件

認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、会計監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）による監査（以下「外部監査」という。）を受ける場合に加算する。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。

(2) 加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

（イ）当年度の 3 月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。）。

なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村あて提出すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

IV 加減調整部分

1. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (15)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。

(要件)

主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるためのⅡの 1. (2) (ア) ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

- i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが 1 人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は 5 月において当該要件を満たしていることをもって 4 月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている

場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

iii 満3歳児に対する教育・保育の提供(月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

iv 障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

(注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請(施設名、調整の適用年月、(1)iからivの事業等の実施状況等)を徴し、要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

2. 年齢別配置基準を下回る場合(16)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設に配置する保育教諭等の数が、Ⅱの1.(2)(ア)i及びiiで定める保育教諭等の数(iiのcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。)を下回る場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除した得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合(⑰)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

Ⅱの1.(2)(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

4. 施設長に係る経過措置が適用される場合(⑱)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

認定こども園法附則第3条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされた施設について、以下の要件を満たす場合に調整する。

なお、当該調整は平成32年3月31日までの間に限り講じられるものであること。

(ア) 平成 27 年 3 月 31 日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置していること。

(イ) (ア) のいずれもが、平成 27 年 4 月 1 日以降に、継続して当該施設に配置^(注 1・2)されていること。

(ウ) (ア) のうち平成 27 年 4 月 1 日以降に園長及び施設長としての職務に就いていない者については、Ⅱの 1. (2) に定める職員及びその他の加算等の算定上の対象職員になっていないこと。

(注 1) 平成 27 年 4 月 1 日以降に退職等により、当該施設の職員で無くなった場合には、(注 2) の場合を除き、本調整の対象にはならないこと。

(注 2) 施設を設置する事業者が設置する他の教育・保育施設又は地域型保育事業所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従事していること。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置されていること。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、調整の適用年月日、調整の対象となる者の氏名・配置状況等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1) に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの 1. (2) で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合 (19)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する 2 年度間常に利用定員を超えており^(注 1)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注 2)が 120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注 1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）及び本通知等に定める

- 基準を満たしていること。
- (注2) 年間平均在所率
当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

- (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。

- (イ) ただし、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下「支援法」という。）による確認を受ける前から既に認可定員（認定こども園を構成する幼稚園の収容定員を前提として定められた現行の認定こども園法第4条第1項第3号の利用定員又は満3歳以上の子どもに係る同項第4号の利用定員をいう。）を超過していた認定こども園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。

- (ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑤）から施設長に係る経過措置が適用される場合（⑱）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

VI 特定加算部分

1. 療育支援加算（⑳）

(1) 加算の要件

障害児（注1）を受け入れている（注2）施設（注3）において、主幹保育教諭等を補助する者（注4）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（⑮）の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。

また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと（注5）。

（注1）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書

や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

(注4) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注5) 取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象子ども等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童^(注)受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

(注) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

2. 事務職員配置加算 (21)

(1) 加算の要件

認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、職員の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況

を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 指導充実加配加算 (㉔)

(1) 加算の要件

基本分単価(㉕)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定(2号)子どもに係る利用定員が271人以上の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

4. 事務負担対応加配加算 (㉕)

(1) 加算の要件

基本分単価(㉕)において求められる事務職員及び非常勤事務職員並びに事務職員配置加算(㉖)において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が271人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分か

る資料等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの１．（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

5. 処遇改善等加算Ⅱ（㉔）

（１）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（２）加算額の算定

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ－①及びⅡ－②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

6. 冷暖房費加算（㉕）

（１）加算の要件

全ての施設に加算する。

（２）加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

7. 施設関係者評価加算（㉖）

（１）加算の要件

認定こども園法施行規則第 24 条又は学校教育法施行規則第 39 条において準用する第 67 条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算する。

評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が

作成したものを含む。)に準拠し、認定こども園法施行規則第 23 条又は学校教育法施行規則第 39 条において準用する第 66 条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年度、評価の実施状況が分かる資料等)を毎年 12 月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注) 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

8. 除雪費加算(27)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

9. 降灰除去費加算(28)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)第 12 条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

10. 施設機能強化推進費加算(29)

(1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注 1・注 2・注 3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- iii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。
- iv 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- v 満3歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）
- vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- vii 障害児（軽度障害児を含む。）^{（注5）}に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

（注1）取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

（注2）取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。

（注3）支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

（注4）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

（注5）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年 12 月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年 4 月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。
なお、市町村は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

1.1. 小学校接続加算 (30)

(1) 加算の要件

次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の 3 月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

1.2. 第三者評価受審加算 (31)

(1) 加算の要件

「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

（注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

（２）加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（注１）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

（注２）第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

（３）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価（⑥）及び処遇改善等加算Ⅰ（⑦）については、中心園と分園それぞれの保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算Ⅰ（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）及び夜間保育加算（⑩）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（教育標準時間認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は別紙 3 のⅡ 1（2）のとおりであることから、これを充足すること。

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅰ（⑦）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。

2. 3歳児配置改善加算（⑧）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙 3 のⅢの 4.（1）及び（2）により行うこと。

（2）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 休日保育加算（⑨）

（１）加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

（ア）休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。

（イ）幼保連携型認定こども園にあつては幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第５条第３項及び附則第５条から第８条、それ以外の認定こども園にあつては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第２号。以下「認定こども園設備運営基準」という。）第２の一及び附則第３から第７の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。

（ウ）対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

（エ）対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、休日等における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図、（３）の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

（ア）市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設（以下「休日保育対象施設」という。）から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

（イ）休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

（ウ）認定された休日延べ利用子ども数は、（２）の（イ）により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

（４）実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

4. 夜間保育加算 (⑩)

(1) 加算の要件

保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設に加算する。

(ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(イ) 事業所

保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であること。

(ウ) 職員

施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間

保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 減価償却費加算 (⑪)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること ^(注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと ^(注2)

(エ) 賃借料加算 (⑫) の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県								
A 地域	標 準	青森県	岩手県	福島県	東京都	富山県	山梨県	長野県	沖縄県	
	都市部									
B 地域	標 準	北海道	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	神奈川県	新潟県	石川県	岐阜県
	都市部	静岡県	三重県	京都府	大阪府	奈良県	鳥取県	広島県	熊本県	鹿児島県
C 地域	標 準	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	福井県	愛知県	滋賀県	兵庫県	
	都市部	和歌山県	島根県	岡山県	山口県	香川県	高知県	佐賀県	長崎県	宮崎県
D 地域	標 準	徳島県	愛媛県	福岡県	大分県					
	都市部									

* 表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

6. 賃借料加算 (12)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること (注)

(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算 (11) の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合

しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県									
A 地域	標 準										
	都市部	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県						
B 地域	標 準										
	都市部	静岡県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県				
C 地域	標 準	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	石川県	長野県	愛知県	三重県	
	都市部	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	香川県	福岡県	沖縄県			
D 地域	標 準	北海道	青森県	岩手県	秋田県	山形県	福島県	富山県	福井県	山梨県	
	都市部	岐阜県	島根県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	佐賀県	長崎県	熊本県	
		大分県	宮崎県	鹿児島県							

* 表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

7. 外部監査費加算 (13)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの9. (1) 及び (2) により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する

Ⅳ 加減調整部分

1. 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合 (14)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用する。

(2) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1. (2) で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

2. 分園の場合 (15)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された分園(幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。))に適用する。

(2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(6) 及び処遇改善等加算Ⅰ(7) の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。

3. 常態的に土曜日に閉所する場合 (16)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土

曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。

なお、認定こども園については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑦)、3歳児配置改善加算(⑧)及び夜間保育加算(⑩)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

4. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合(⑰)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。

(要件)

主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙3のⅡの1.(2)

(ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。））。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注)が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、別紙３のⅡの１．（２）で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から（１）の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、施設名、事業等の実施状況等）を徴し、要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(３) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

５．年齢別配置基準を下回る場合（⑱）

(１) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙３のⅣの２．（１）及び（２）により行うこと。

(２) 調整額の算定

不足する保育教諭等の１人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

６．配置基準上求められる職員資格を有しない場合（⑲）

(１) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙３のⅣの３．（１）及び（２）により行うこと。

(２) 調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の１人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

７．施設長に係る経過措置が適用される場合（⑳）

(１) 調整の適用を受ける施設の要件

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙３のⅣの４．（１）及び（２）により行うこと。

(２) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの１．の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

V 乗除調整部分

１．定員を恒常的に超過する場合（㉑）

(１) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する５年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており^(注¹)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注²)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の保育認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の保育認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑥）から施設長に係る経過措置が適用される場合（⑳）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

Ⅵ 特定加算部分

1. 療育支援加算（㉒）

(1) 加算の要件及び認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの1.（1）及び（2）により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

2. 処遇改善等加算Ⅱ（㉓）

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ－①及びⅡ－②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

3. 冷暖房費加算（㉔）

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

4. 施設関係者評価加算（㉕）

（1）加算の要件及び認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの7.（1）及び（2）により行うこと。

（2）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 除雪費加算（㉖）

（1）加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 降灰除去費加算（㉗）

（1）加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する

（2）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

7. 入所児童処遇特別加算（㉘）

（1）加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

（ア）高齢者等^{（注1）}を職員配置基準以外に非常勤職員^{（注2）}として雇用^{（注3）}し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務^{（注4）}を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

（注1）高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において60歳以上の者
- ii 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- iii 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）

- iv 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

（注2）非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

（注3）雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

（注4）高齢者等が行う業務の内容の例示

- i 利用子ども等との話し相手、相談相手
- ii 身の回りの世話（爪切り、洗面等）
- iii 通院、買い物、散歩の付き添い
- iv クラブ活動の指導
- v 給食のあとかたづけ
- vi 喫食の介助
- vii 洗濯、清掃等の業務
- viii その他高齢者等に適した業務

（イ）以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）^{（注）}が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

（注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

（2）加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

なお、（3）の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

（3）加算額の算定

加算額は、（2）で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。
なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。
また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

8. 施設機能強化推進費加算 (㉨)

(1) 加算の要件、認定及び実績の報告等

加算の要件、加算の認定及び実績の報告等は、別紙3のⅥの10.(1)、(2)及び(4)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

9. 小学校接続加算 (㉩)

(1) 加算の要件及び認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの11.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

10. 栄養管理加算 (㉪)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的^(注2)な指導を受ける施設に加算する。

(注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合を対象とする。(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合を対象とする。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

11. 第三者評価受審加算 (㉫)

(1) 加算の要件

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの12.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算

定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。) とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。